

大分県別府市
アライグマ防除実施計画書



令和3年3月

大分県別府市

目次

1	計画策定の背景と目的	1
	（1）背景	
	（2）目的	
2	特定外来生物の種類	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	2
5	市内における現状	2
	（1）分布状況	
	（2）被害状況	
	（3）アライグマ生息状況の評価	
6	防除の目標	5
	（1）全体目標	
	（2）地域目標	
7	防除の実施に関する事項	6
	（1）関係法令等への対応	
	（2）防除の進め方	
8	防除の方法	6
	（1）調査	
	（2）捕獲の実施	
	（3）捕獲後の取り扱い	
	（4）感染症予防措置	
	（5）継続的モニタリング	
9	傷病鳥獣として救護されたアライグマの扱い	9
10	被害の予防対策	9
11	普及啓発	9
12	合意形成等	10
	様式等	11

表紙写真（Schwoaze による Pixabay からの画像）

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

アライグマは、北米大陸に広く生息する食肉目アライグマ科に属する中型の哺乳類である。外見上の愛らしさからペットとして個人で飼われたり動物園で飼育されていたが、成長するにつれて気性が激しくなり、飼育を放棄して放獣したり場所から逃げ出したりする例が全国で相次ぎ、全国各地で野生化した個体が確認されるようになった。

アライグマは、もともとは日本に生息していない動物であり、天敵となる動物がいないことや繁殖力の強さ（通常、年に1回、4～8月の頃に3～6頭もの子を出産する）から、近年野生個体数が各地で爆発的に増加している。

また、小型の哺乳類、野鳥やその卵、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類等の動物をはじめ、果実、野菜、穀物類等の農作物まで幅広い食性を有することから、地域固有の希少な動植物を捕食したり地域の農業への甚大な被害をもたらす可能性があり、古い建築物（寺社、家屋など）に入り込んでの糞尿被害や損傷被害が懸念される。

さらに、狂犬病、アライグマ回虫症やレプトスピラ症などの人獣共通感染症の媒介の拡大も指摘されている。

このような状況から、平成16年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という）において、アライグマは「特定外来生物」に指定され、その飼育、運搬、保管、輸入、販売は原則禁止となり、野外に放つ行為は禁止されることとなった。

また、生態系等に被害の恐れが生じる場合などには、主務大臣の確認または認定を受けて防除できることとなり、現在、全国各地でアライグマの防除が進められている。

別府市においては、初めて平成21年に古賀原地区で目撃され、平成22年に市街地の公園で捕獲された後、平成26年まで捕獲等の報告はなかったが、平成27年以降は南部地域で徐々に増加している。

(2) 目的

アライグマは、天敵のいない日本の自然環境でその個体数を急速に増やしており、対策が遅れると個体数が飛躍的に増加し、結果的に捕獲のための時間・労力・経費のみならず小さな命をみだりに奪うことになる。

アライグマの別府市地域の拡大を食い止めるためには、分布状況の早期把握、適切な防除計画の立案、アライグマの被害に関する情報や被害予防についての普及啓発が必要である。また、市民との協働による防除の実施や近隣市

町・県・国との連携を図ることも必要となってくる。本計画は、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定する。

※防除とは、アライグマの捕獲による野外からの排除と、被害の予防対策を行うことにより、アライグマによる農業被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害を無くす対策を指す。

2 特定外来生物の種類

本計画の防除の対象動物は以下の2種類です。

- ・アライグマ (プロキユオン・ロトル) *procyon lotor*
- ・カニクイアライグマ (プロキユオン・カンクリヴォルス) *procyon cancrivorus*

※現時点で、大分県内で確認があるのはアライグマのみ。

3 防除を行う区域

大分県別府市内全域とする。

4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

5 市内における現状

(1) 分布状況

平成21年度から令和元年度末までの捕獲等状況について、表-1から表-3及び図-1に示す。

表-1 アライグマ捕獲一覧

平成22年度 (2010)

No.	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス	メス	成獣	幼体
1	12月9日	南部	餅ヶ浜		不明		不明
合計	1頭						

平成27年度 (2015)

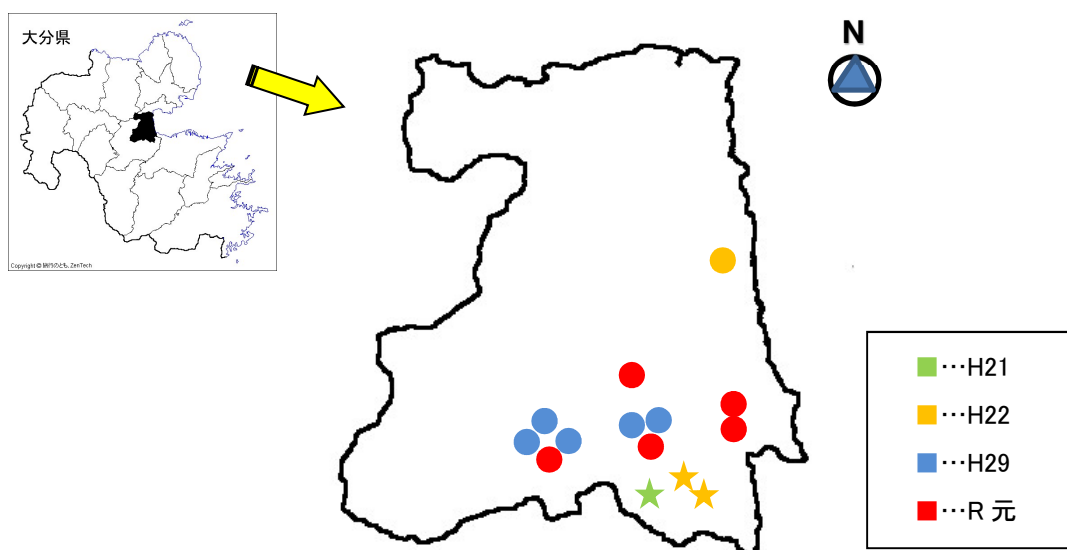
No.	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス	メス	成獣	幼体
1	不明	不明	不明		不明		不明
2	不明	不明	不明		不明		不明
合計	2頭						

平成 29 年度 (2017)

No.	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス	メス	成獣	幼体
1	7月12日	南部	内成		不明		不明
2	7月14日	南部	内成		不明		不明
3	7月16日	南部	内成		不明		不明
4	10月	南部	乙原		不明		不明
5	1月29日	南部	乙原		不明		不明
合計	5頭						

令和元年度 (2019)

No.	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス	メス	成獣	幼体
1	8月3日	南部	内成		不明		不明
2	10月	南部	田の口		不明		不明
3	12月16日	南部	山の手		不明		不明
4	3月4日	南部	乙原		○		不明
5	3月16日	南部	田の口		不明		不明
合計	5頭						



【図—1 別府市内におけるアライグマの捕獲等状況】

別府市地図: 地理院地図 (GSI Maps) を加工して作成

(R元年度末まで★…目撃情報、●…捕獲 ※H27年度は捕獲場所不明により表示なし)

表-2 年度別アライグマ捕獲集計表

単位：頭

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	計
地域	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
南部		1							5		5	11
西部												0
中部												0
朝日												0
北部												0
不明							2					2
計	0	1	0	0	0	0	2	0	5	0	5	13

朝日・・・朝日・大平山地域

表-3 月別アライグマ捕獲集計表

単位：頭

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	不	計
地域	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	明	
南部				3	1		2		2	1		2		11
西部														0
中部														0
朝日														0
北部														0
不明													2	2
計	0	0	0	3	1	0	2	0	2	1	0	2	2	13

朝日・・・朝日・大平山地域

(2) 被害状況

上記の捕獲等状況のとおり、当市では南部地域でアライグマの生息が確認され、アライグマによる果樹等の農作物の被害が報告されている。

「家屋等侵入（主に繁殖のため屋根裏に侵入）」により屋根裏を糞尿で汚染する等の被害報告や文化財（建造物等）の損傷被害の報告はなく、オオイタサンショウウオ（大分県絶滅危惧Ⅱ類）をはじめとする野生小動物への捕食影響、それらの個体群や生態系全体に対する影響の程度については明らかとなっていない。

(3) アライグマ生息状況の評価

生息レベル選定基準を表4に定め、各地域のアライグマの生息状況を表5に示した。

表4 生息レベル選定基準

生息レベル	生息状況	被害状況
4	多く生息する	被害が多い
3	増加傾向にある	時々被害情報がある
2	少数個体が生息する	まれに被害情報がある
1	生息情報はほとんど無い	被害情報は無い

表5 別府市内の地域別アライグマ生息状況評価

地域名	生息レベル	アライグマの生息状況
別府市南部	3	個体数が増加傾向にある
別府市西部	1	現状での捕獲、フィールドサイン等の確認
別府市中部	1	なし
別府市朝日・大平山	1	
別府市北部	1	

【備考】表5中の地域については、別府市都市計画マスタープランの地域区分に因った。

南部地域：南、山の手、別府中央小学校区

西部地域：南立石、鶴見、東山小学校区

中部地域：境川、石垣、緑丘小学校区

朝日・大平山地域：朝日、大平山小学校区

北部地域：春木川、上人、亀川小学校区

6 防除の目標

(1) 全体目標

特定外来生物被害防止基本方針には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、本市においても、生態系及び農作物への被害防止のため、長期的には地域からの完全排除が目標となる。

(2) 地域目標

各地域の生息レベルに応じた短期的な防除目標を表6のように設定する。

防除の実施等によって、生息レベルが変わった場合には、目標を再設定し、最終的には地域からの完全排除を目指す。

表6 各地域の防除目標

地域名	生息レベル	防除目標	防除内容				
			広域的な捕獲	局所的な捕獲	必要に応じた捕獲	被害予防	生息監視
別府市南部	3	生息個体数の増加防止	—	○	○	○	○
別府市西部	1	当地域への侵入防止	—	—	—	○	○
別府市中部	1	当地域への侵入防止	—	—	—	○	○
別府市朝日・大平山	1	当地域への侵入防止	—	—	—	○	○
別府市北部	1	当地域への侵入防止	—	—	—	○	○

7 防除の実施に関する事項

(1) 関係法令等への対応

アライグマの捕獲には、鳥獣保護管理法に基づく「有害鳥獣捕獲許可」もしくは外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きを経る必要が生じる。ただし、鳥獣保護管理法に基づき捕獲する場合で捕獲個体の運搬や保管が生じるときには外来生物法に抵触するため、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受けて運搬や移動、保管を実施する。

また、タヌキ、アナグマなどの在来生物の錯誤捕獲の場合、原則として速やかに放獣するが、別途「有害鳥獣捕獲許可」を受けている場合は当該許可の内容に基づいて適切に取り扱う。

(2) 防除の進め方

当市は防除の実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を進める。防除の実施の際には、「特定外来生物の防除の確認」を受けていることを証明する書類を当市職員に携帯させる。加えて、捕獲等を行う区域における安全の確保や静穏の保持を行うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮するものとする。具体的には、防除従事者の台帳管理や従事日程の調整を行い、アライグマの被害に関する情報や被害予防についての方策の普及啓発、情報（目撃・被害・捕獲）の収集整理など、全体的な実施計画の進行管理も行うこととする。

8 防除の方法

(1) 調査

地域住民、関係団体や捕獲協力者などからアライグマ情報（目撃・被害・捕獲）を収集・整理し、分布状況の把握に努める。また、得られた情報は、防除手法の検討や情報の公開などに活用する。

情報を適宜公開することで、地域住民の危機意識を喚起すると同時に、防除意識の向上を図る。

（２）捕獲の実施

ア 捕獲の方法及び設置場所

捕獲の方法は原則として「箱わな」（別紙１）を用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行い、銃器による防除は行わないものとする。

なお、設置する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除を実施している旨の標識（防除従事者の住所、氏名などを記載したもの）を装着する。

イ 捕獲従事者（防除従事者）

捕獲に従事する者は、鳥獣保護管理法のわな免許を有する者及び適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者（免許非所持者で、その講習会を受講した者）とする。また、防除の実施の際には、捕獲従事者は市が発行する捕獲従事者証を必ず携帯するものとする。

市は、捕獲従事者台帳の作成と適宜更新を行い、適切に管理するものとする。

防除実施の結果、アライグマを捕獲した際にはその結果を記録し、すみやかに別府市長に報告しなければならない。

ウ 捕獲の際の留意事項

①在来動物の捕獲や錯誤捕獲による捕獲動物への苦痛を避けるため、わなは１日１回以上巡視する。

②他の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮する。

③アライグマは夜間に捕獲されることが多いため、昼間はネコ等を侵入させないように箱わなの入口を閉じておくことが望ましい。

箱わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引して被害を生じさせることのないよう、適切に用いる。

なお、錯誤捕獲が確認された場合は速やかに放獣する。

④捕獲を実施する際には、事故防止のため必要に応じ事前に関係地域住民への周知を図る。

⑤捕獲個体を運搬または一時保管する場合は、動物へ過度なストレスがかか

らぬよう配慮し、箱わなを針金で補強するなどして逸出防止に努める。

⑤鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟または狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

⑥鳥獣保護管理法第12条第1項または第2項で禁止または制限された捕獲は行わない。

⑦鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わない。

⑧鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わない。

⑨鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わない。

(3) 捕獲後の取り扱い

ア 捕獲個体の取り扱い

捕獲したアライグマは、動物愛護の観点から、できるだけ苦痛を与えない適切な方法として炭酸ガスを用いた殺処分（安楽死）を行う。このとき、捕獲従事者（防除従事者）が基本的にその処分に従事することとなるが、動物の取扱いに慣れた獣医師会や民間業者に処分を依頼することも可能とする。

捕獲従事者（防除従事者）による個人的な持ち帰りは行わない。

また、捕獲従事者の感染症予防や他の動物への感染防止の観点から、出血を伴う方法などの方法は採らない。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともに記録する。

イ 殺処分の例外

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者または同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとする。

ウ 殺処分後の最終処理

処分した個体を現地に放棄等を行うことは、感染症等の他の動物への悪影響を及ぼすことから、一般廃棄物として適切に処理する。

(4) 感染症予防措置

アライグマは感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いには十分に注意し、咬まれたり爪で引っ搔かれることの無いように革手袋等を使用するなどの十分な防備を行い実施する。また、個体及び個体の触れた捕獲器材等に素手で触れることの無いよう留意する。

作業が終了した段階で、手指を消毒用アルコール等で十分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行う。

なお、作業中の飲食は厳に慎む。

(5) 継続的モニタリング

生息状況（捕獲・被害等）について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行う。モニタリングは、住民からの情報提供や捕獲協力者からの情報（目撃・被害・捕獲）を収集・集約することにより行う。モニタリング結果によって必要と判断された場合には防除計画に反映させるものとする。

9 傷病鳥獣として救護されたアライグマの取り扱い

外来生物法により野外へ放逐することは禁止されているため、計画的に捕獲された場合と同様の取り扱いとする。

10 被害の予防対策

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因の除去を実施する。

農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととする。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止する。それにより、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図る。

11 普及啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行う。

また、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を県と連携して開催する。

なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については防除従事者として防

除活動に参加することとする。

1 2 合意形成等

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努める。特に、防除を行う地域の土地所有者や施設管理者等に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行う。

第2021- XXX 号

別府市アライグマ防除実施計画に基づく

捕獲従事者証

別府市長

印

住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	〇〇市
登 録 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。

・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録表(様式4)に記載し、捕獲期間終了後30日以内に、〇〇市町村長に報告をしなければならない。

様式2 捕獲従事者台帳

登録番号	従事者氏名	従事者住所	講習会による登録			狩猟免許及び狩猟者登録			備考
			番号	登録日	開催地	番号	交付年月日	交付機関名	
2021-XXX	(ふりがな) ○○ ○○ ○○ ○○	○○市○○町○○		令和○年○月○日		○-第○号	令和○年○月○日	大分県	
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								

様式3：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

No.	識別番号	年度	確認年月日	痕跡/ 目撃/ 被害/ 捕獲	所在地	地目等	メッシュ コード (わかれ ば記入)	捕獲の場合に記入のこと					備考 (捕獲以外の行動や痕跡の種 類、被害状況等を記入)
								箱わな番号	雌雄	体重	頭胴長	繁殖状況	
1	〇〇〇	2021	令和〇年〇月〇日	捕獲	〇〇市〇〇町〇〇番地	果樹園		〇〇〇	メス	〇〇 kg	〇〇 cm	妊娠	餌はコーン菓子
2	—	2021	令和〇年〇月〇日	目撃	〇〇市〇〇町〇〇番地	水田		—	—	— kg	— cm	—	田んぼの中で足跡を発見
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		
										kg	cm		

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号：2021-XXX

捕獲従事者氏名：

番号	所在地	地目等	箱わな番号	捕獲日	性別	体重	頭胴長	餌、繁殖状況等
1	〇〇市〇〇町〇〇番地	果樹園	〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	オス	kg	cm	
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

- 依頼事項
- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
 - ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、寺社、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
 - ・箱わな番号は、市町村毎の箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
 - ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

アライグマの防除

氏名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか名)
住所	
連絡先	(電話) (担当)
確認・認定	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第 号
防除の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

その他の様式：箱わな危険表示板（例）

危険！さわらないで！！

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。

危険ですので、箱わなには絶対に手を触れないようお願いいたします。



【連絡先】

・捕獲実施主体者名 別府市

(所在地)別府市上野口町1番15号

(電話)0977-21-1111

別紙1：捕獲用・一時保管用箱わな図



(注) 丸十金網社 アニマルキャッチャー踏板式M型、または本器と同型式の方法で捕獲できるものを使用する。